

のみかどを東宮には立てたてまつらせ給ひしなり、

〔續日本紀三十一〕天應元年四月壬辰、立皇弟早良親王爲皇太子、

〔康道公記〕寛永二十年十月三日、今日避位明、傳皇太子光、

○按ズルニ、後光明天皇ハ、明正天皇ノ御異母弟ナリ、

〔忠利宿禰記〕寛文三年正月廿六日乙未、今日被行御讓位西院節會、御讓位次第中、次藏人來

仰云、以識仁親王元爲皇太子、即讓位、

○按ズルニ、靈元天皇ハ、後西院天皇ノ御異母弟ナリ、

〔日本書紀二十七〕八年十月庚申、遣東宮大皇弟於藤原内大臣家、

〔日本書紀二十八〕天淳中原瀛真人天皇武、天命開別天皇智、同母弟也中、天命開別天皇元年、

立爲東宮、

○按ズルニ、扶桑略記天智天皇七年二月ノ條ニ、以大海人皇子立皇太子ト見エテ、當時皇太弟、

皇太子ノ兩稱ヲ互ニ用キシガ如シ、

〔日本紀略平城〕大同元年五月壬午、詔彈正尹某嵯峨、定賜皇太弟、

〔神皇正統記嵯峨〕桓武第二の子平城同母の弟なり、太弟に立給へりしが、己丑のとし即位中、桓

武の帝鍾愛無雙の御子になんおはしける、儲君に居給ひけるも、父の帝繼體のために願命しけ

るにこそ、

〔日本紀略嵯峨〕弘仁元年大同、九月庚戌、是日中、立中務卿淳和爲皇太弟、詔曰、現神云云、

〔神皇正統記朱雀〕天皇御子ましませず、一腹の御弟太宰の帥の親王上、村を太弟に立て、天位をゆ

づりて尊號あり、

〔皇年代略記村上〕天慶七年四月廿二日甲子、立皇太弟十九元三品太宰帥、朱雀無男子、以舍弟爲子

皇弟爲太弟